

令和6年5月28日

令和6年度第2回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 令和 6 年 5 月 2 8 日（火）午前 9 時 3 0 分
場 所 美浦村役場 3 階 大会議室

日 程

- 1 開会
- 2 付議事項
議案第 1 号 美浦村立小中学校就学規則の一部を改正する規則
- 3 協議事項
協議第 1 号 令和 6 年度美浦村一般会計補正予算に係る意見聴取について
協議第 2 号 美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について
- 4 その他
- 5 閉会

議案第 1 号

美浦村立小中学校就学規則の一部を改正する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 6 年 5 月 2 8 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

美浦村立小中学校就学規則の一部を改正する規則

美浦村立小中学校就学規則（平成 2 5 年美浦村教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「身体に関する理由」を「心身に関する理由」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の美浦村立小中学校就学規則の規定は令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 改正前の美浦村立小中学校就学規則第 1 0 条又は第 1 3 条の規定による承認等については、なおその効力を有する。

美浦村立小中学校就学規則新旧対照表

現行			改正後（案）		
(略) 別表第2(第10条、第13条関係)			(略) 別表第2(第10条、第13条関係)		
相当と認める理由		指定校変更 承認期間	相当と認める理由		指定校変更 承認期間
<u>身体に関する 理由</u>	(略)	(略)	<u>心身に関する 理由</u>	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)

協議第 1 号

令和 6 年度美浦村一般会計補正予算に係る意見聴取について

令和 6 年第 2 回美浦村議会定例会に提出を予定する標記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴取する。

令和 6 年 5 月 2 8 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

協議第1号 別紙

令和 6年度 6月補正歳出一般会計(単位:千円)

所属名	款	款名	項	項名	目	目名	事業	事業名	節	細節	摘要	摘要名	要求額	補正前額	補正後額
学校教育課	09	教育費	02	小学校費	01	学校管理費	07	小学校施設管理費	12	05	015	特定建築物定期調査報告業務委託料	3,058	0	3,058
							11	美浦村統合小学校駐車場等周辺整備事業費	08	02	001	普通旅費	70	0	70
									10	01	001	消耗品費	18	0	18
									13	02	008	自動車借上料	14	0	14
									16	01	001	土地購入費	30,638	0	30,638
			03	中学校費	01	学校管理費	05	中学校施設管理費	12	05	020	特定建築物定期調査報告業務委託料	1,408	0	1,408
計													35,206	0	35,206

所属名	款	款名	項	項名	目	目名	事業	事業名	節	細節	摘要	摘要名	要求額	補正前額	補正後額
生涯学習課	09	教育費	06	保健体育費	03	光と風の丘公園管理費	02	光と風の丘公園管理費	14	03	060	野球場汚水ポンプ及び制御盤改修工事	990	0	990
計													990	0	990

協議第 2 号

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について

令和 6 年第 2 回美浦村議会定例会に提出を予定する標記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴取する。

令和 6 年 5 月 2 8 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年美浦村条例第11号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号中「児童」の次に「（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」を加え、「20人」を「15人」に改め、「（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」を削り、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第1項中「以下この条」を「次項」に改め、同条第2項第3号中「児童」の次に「（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」を加え、「20人」を「15人」に改め、「（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」を削り、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条の見出しを「（保育所型事業所内保育事業所の職員）」に改め、同条第2項第3号中「児童」の次に「（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」を加え、「20人」を「15人」に改め、「（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」を削り、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条の見出しを「（小規模型事業所内保育事業所の職員）」に改め、同条第1項中「以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」」を「次条において「小規模型事業所内保育事業」」に、「以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」」を「以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」」に、「以下この条において」を「次項において」に改め、同条第2項第3号中「児童」の次に「（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」を加え、「20人」を「15人」に改め、「（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」を削り、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第49条中「同条第4号」を「、同条第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正後（案）
（職員） 第30条 （略） 2 保育士のは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 （1）・（2） （略） （3）満3歳以上満4歳に満たない児童_____ _____ おおむね<u>20人</u>につき1人（<u>法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。</u>） （4）満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 （略） （職員） 第32条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として村長が行う研修（村長が指定する茨城県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（<u>以下この条において「保育従事者」という。</u>）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規	（職員） 第30条 （略） 2 保育士のは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 （1）・（2） （略） （3）満3歳以上満4歳に満たない児童（<u>法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。</u>） おおむね<u>15人</u>につき1人_____ _____ （4）満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 （略） （職員） 第32条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として村長が行う研修（村長が指定する茨城県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（<u>次項</u>において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規

定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

- 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童_____

_____ おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

- 3 (略)

(_____ 職員)

第45条 (略)

- 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはいない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童_____

_____ おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合

定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

- 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人_____

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

- 3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第45条 (略)

- 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはいない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人_____

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人
3 (略)

第48条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として村長が行う研修（村長が指定する茨城県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

(1) • (2) (略)

_____ おおむね20人につき1人（法第
6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人
(略)

第48条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として村長が行う研修（村長が指定する茨城県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

(1) • (2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人

に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

(準用)

第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)」と同条第4号中「次号」とあるのは「第49条において準用する第29条第5号」とする。

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(準用)

第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第49条において準用する第29条第5号」とする。